

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 蜂屋調整池水質保全設備点検整備
- 2 施 行 場 所 岐阜県美濃加茂市山之上町字桜峠地内 蜂屋調整池
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和6年3月29日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和6年2月7日 12:00 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質 問 書 令和6年1月30日 12:00 まで
※質問の回答については、令和6年2月1日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和6年2月7日 16:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

蜂屋調整池水質保全設備点検業務

仕 様 書

令和6年1月

独立行政法人水資源機構

木曾川用水総合管理所

第1章 総 則

1-1 適 用

この仕様書は蜂屋調整池水質保全設備点検業務に適用する。

1-2 概 要

本業務は、蜂屋調整池の水質保全対策の一環として設置している水質保全設備の点検整備を行うものである。

1-3 履行場所

岐阜県美濃加茂市山之上町字桜峠地内 蜂屋調整池

1-4 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日までとする。

第2章 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次に示すとおりとし、準備から後片付け及び報告書作成までの一切とする。

- ・ 蜂屋調整池水質保全設備点検 1式

2-2 提出図書

受注者は、以下の提出図書を履行期間までに担当職員へ提出するものとする。

1. 点検業務報告書 1部

点検業務報告書は、次の内容を網羅するものとする。

- 1) 点検チェックシート
- 2) 不具合箇所報告書
- 3) 履行写真

2. その他

- 1) 発注者が指示するもの 必要部数

2-3 設備の操作

作業の実施にあたり、設備の運転操作が必要な場合は、必ず事前に担当職員に連絡のうえ、行うものとする。

2-4 環境保全

業務の実施にあたり周辺地域及び水質の環境保全に十分配慮しなければならない。

なお、作業によって水質に影響を与えた場合は、受注者の責任と費用負担により復旧するものとする。

2-5 現場発生品

本業務の履行により生ずる発生品は、受注者の責任で適正に処分するものとする。

2-6 異常発見時の対応

点検の結果、不具合を発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、対応や対策については監督員と協議するものとする。また、早急な処置が必要な場合は、監督員の指示により対応を要請する場合がある。この場合の費用等については、別途協議するものとする。

2-7 疑義等

仕様書等について疑義がある場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第3章 点検・整備

3-1 施工内容

本業務における点検整備内容は、別添 点検整備内容一覧表に示すとおりとする。

なお、点検整備は本業務期間中1回実施し、空気圧縮機の部品交換は2台分を対象とする。

3-2 設備の主要仕様

本業務における設備の主要仕様は次による。

蜂屋調整池水質保全設備		
<散気装置>		
形式	係留用鋼製シンカーによる湖底設置式	3基
散気管	水平ヘッダー管(2本)方式(リング状)	
<給気装置>		
給気装置形式	SLP-55ECD アネスト岩田(株)	2台
空気圧縮機(シリアル番号	1号・・・LB0101、2号・・・LB0087)	
圧縮機形式	SL-140EB・SL-165E	
圧縮方式	オイルフリースクロール式	
設置条件	室内	
制御圧力	0.65~0.8 MPa	
吐出空気量	670 L/min/1台	
駆動方式	Vベルト	
電動機		

電動機種別	全閉外扇形 E種絶縁 4極	
出力・電源	5.9(2.2+3.7) kW ・ 三相 AC200V 60Hz	
定格電流	23.7(8.9 + 14.8)A	
<電気設備>		
電源供給盤	屋内閉鎖壁掛型	1面

3-3 取替部品

本業務で取り替える部品は次による。

装置名	部品名称	規格・型番	数量	備考
給気装置	Vベルト	SPL55ECD	4組	(2台分数量)
	エアフィルター	SPL55ECD	2個	

3-4 作業(一般事項)

- ① 点検整備は、設備の機能維持、信頼性確保及び軽微な機能回復を目的として、目視・聴診・触診・点検・計測等を行うことで、設備の不具合の有無をチェックし、重大な故障および事故を未然に防ぐ目的で行うものとする。
なお、簡易な調整・給油脂・清掃及び予備品交換で簡易に行える補修等は、本業務に含むものとする。
- ② 点検実施日は、事前に監督員に確認したうえで計画するものとする。
- ③ 点検整備に要する油脂類及び交換部品は、受注者がすべて準備するものとする。
- ④ 点検整備の実施にあたり、油の流出等がないよう十分注意するものとする。
- ⑤ 各部の締め付け部は、点検及び増し締めを行うものとする。
- ⑥ 点検整備時に飛散した油脂や軸受部等から流出したグリースの除去、装置及び室内の清掃を行うものとする。
- ⑦ 点検中は、運転中の他設備に悪影響を及ぼさないように慎重に行うものとする。
なお、他設備の運転を停止させる必要がある場合は、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
- ⑧ 設備の点検作業開始前及び終了後は、担当職員への連絡を確実に履行するものとする。
- ⑨ 水上作業時は、必ず救命胴衣（ライフジャケット）を着用するものとする。
- ⑩ 潜水業務は、高気圧作業安全衛生規則に基づき安全に履行するものとする。

3-5 貸与品等

本業務に必要な次の機器等を貸与するものとする。

品名	規格	数量	貸与期間	使用目的
----	----	----	------	------

船舶（飛水丸）	ゴムボート	1隻	散気装置の点検作業時	散気装置点検
---------	-------	----	------------	--------

3-6 補修塗装

点検整備作業により塗膜に損傷を与えた部分については、補修塗装を行うものとする。

3-7 管理運転

- ① 点検整備作業終了後、空気圧縮機の運転が円滑に行えるよう、各部の調整を行うものとする。
- ② 管理運転は、保護装置の作動確認や各部の設定値確認を含み、運転状態が安定するまで運転を行うものとする。
- ③ 管理運転データは、点検整備前後に記録するものとする。

－ 以 上 －

別添

点検整備内容一覧表

装置区分	点検・整備種別				備考
	点検	清掃	調整	交換	
【空気圧縮機】					
ドレン	○		○		水の排出
異常音・異常振動	○				
換気扇	○				回転が円滑であること
吸込フィルタ				○	1, 2号機 交換
吸気口	○	○			
安全弁	○				作動点検
Vベルト	○			○	1, 2号機 交換
吸込ホース ナイロンパイプ	○				ひび割れ・硬化の有無
電磁開閉器	○				
電動機軸受	○				
絶縁抵抗値	○				測定
電圧	○				測定
電流	○				測定
プーリ	○				
温度センサ	○				抵抗値確認
圧力センサ	○				作動確認
アフタークーラ	○	○			
本体ファン	○	○			
ドライヤ	○				表示異常確認
冷凍用圧縮機(ドライヤ)	○				異常音・漏れ確認
オートドレンナ	○	○			分解・清掃

装置区分	点検・整備種別				備考
	点検	清掃	調整	交換	
コンデンサ	○	○			
冷却ファン	○				回転の確認
配管	○				漏れ確認
【散気装置】					
散気装置	○				散気状況確認 (水中部)
【送気配管】					
配管全般	○				目視 (水中部・陸上)
計器類	○				目視 (水中部・陸上)
弁類	○				目視 (水中部・陸上)
エアタンク	○				目視(水中部・陸上)
【電気設備】					
盤内部品	○				作動確認(警報確認含む)
盤内配線	○				端子増し締め

蜂屋調整池水質保全設備点検業務

参考図

令和6年1月

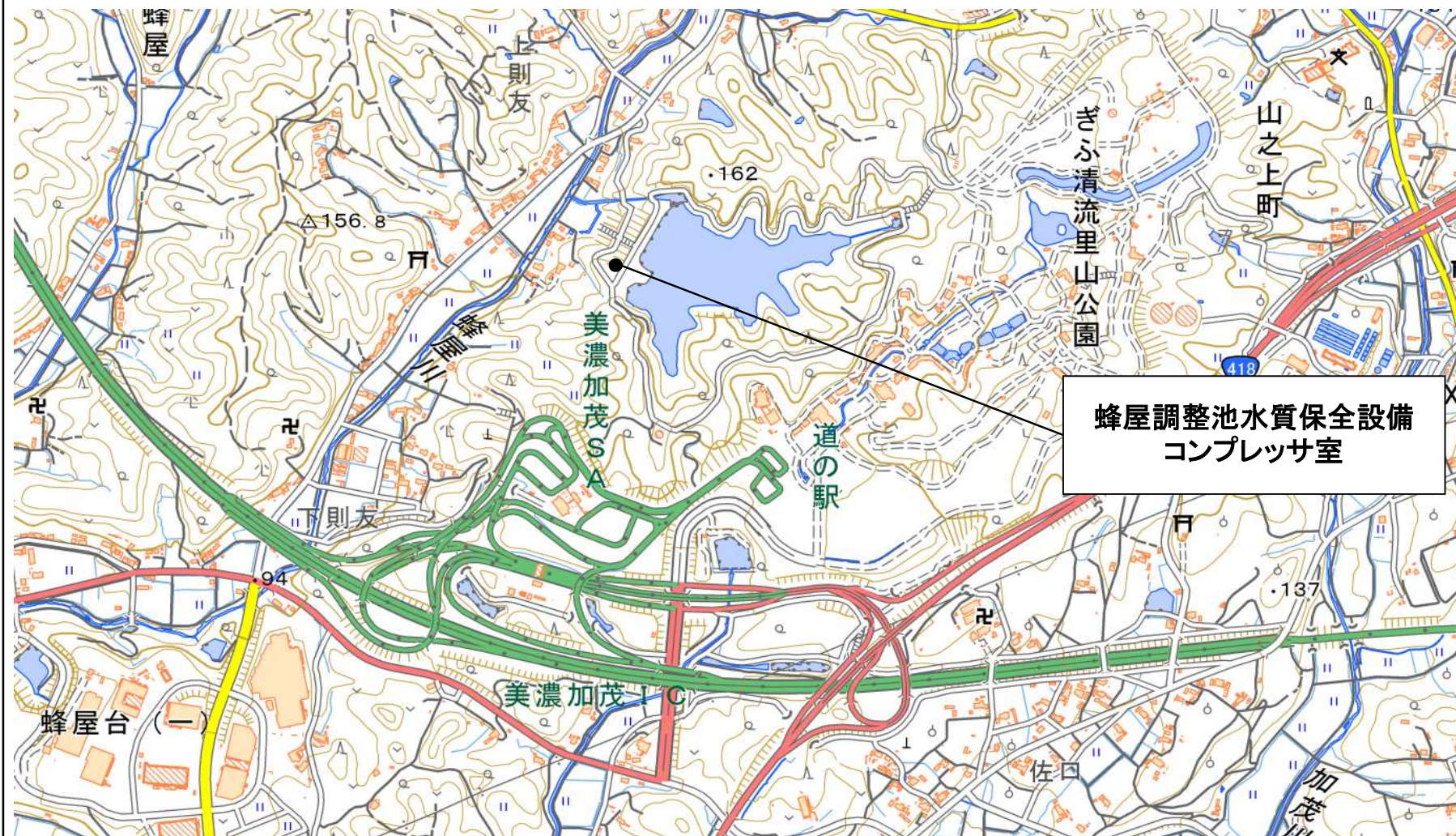
独立行政法人 水資源機構

木曾川用水総合管理所

蜂屋調池水質保全設備点検整備

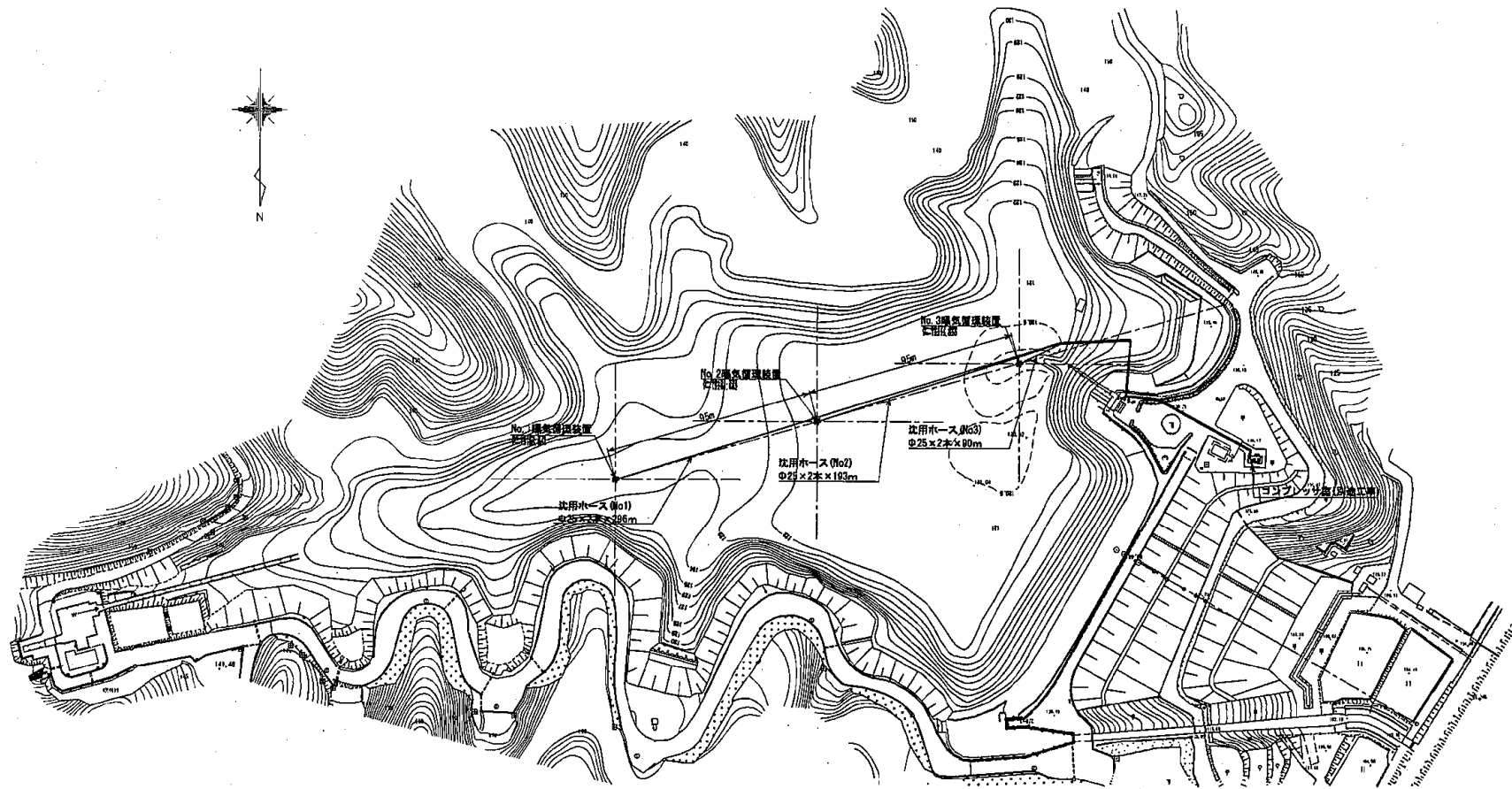
参考図 目次

番号	図面名称	整理番号
1	位置図	参考図-1
2	全体平面図	参考図-2
3	曝気設備フローシート	参考図-3
4	送気配管平面図	参考図-4
5	送気配管断面図	参考図-5
6	散気装置据付断面図	参考図-6
7	コンプレッサ室機器配置図	参考図-7
8	空気圧縮機一般図	参考図-8

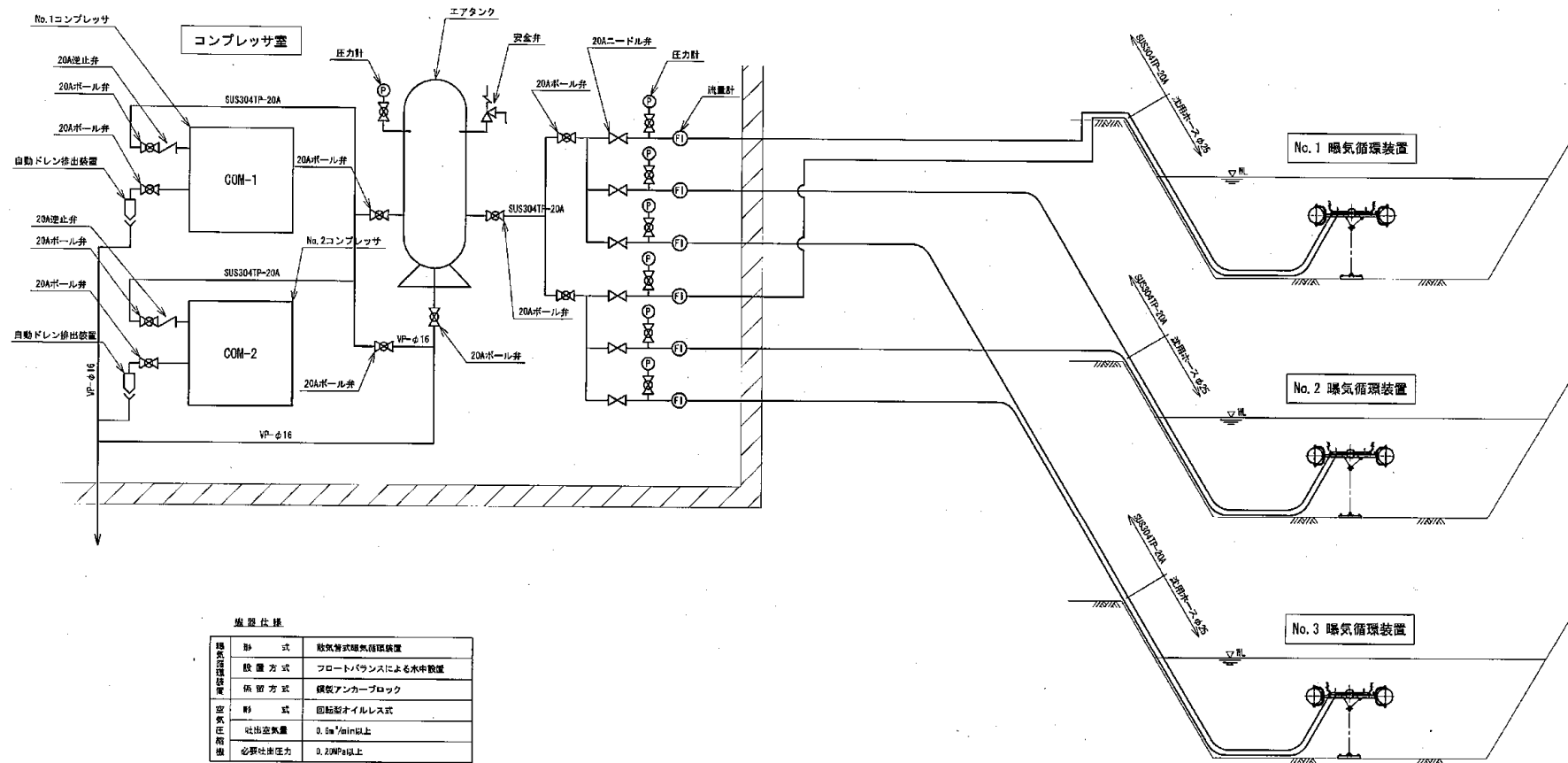


蜂屋調整池水質保全設備
コンプレッサ室

業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	位置図		
登録番号	整理番号	参考図-1	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			



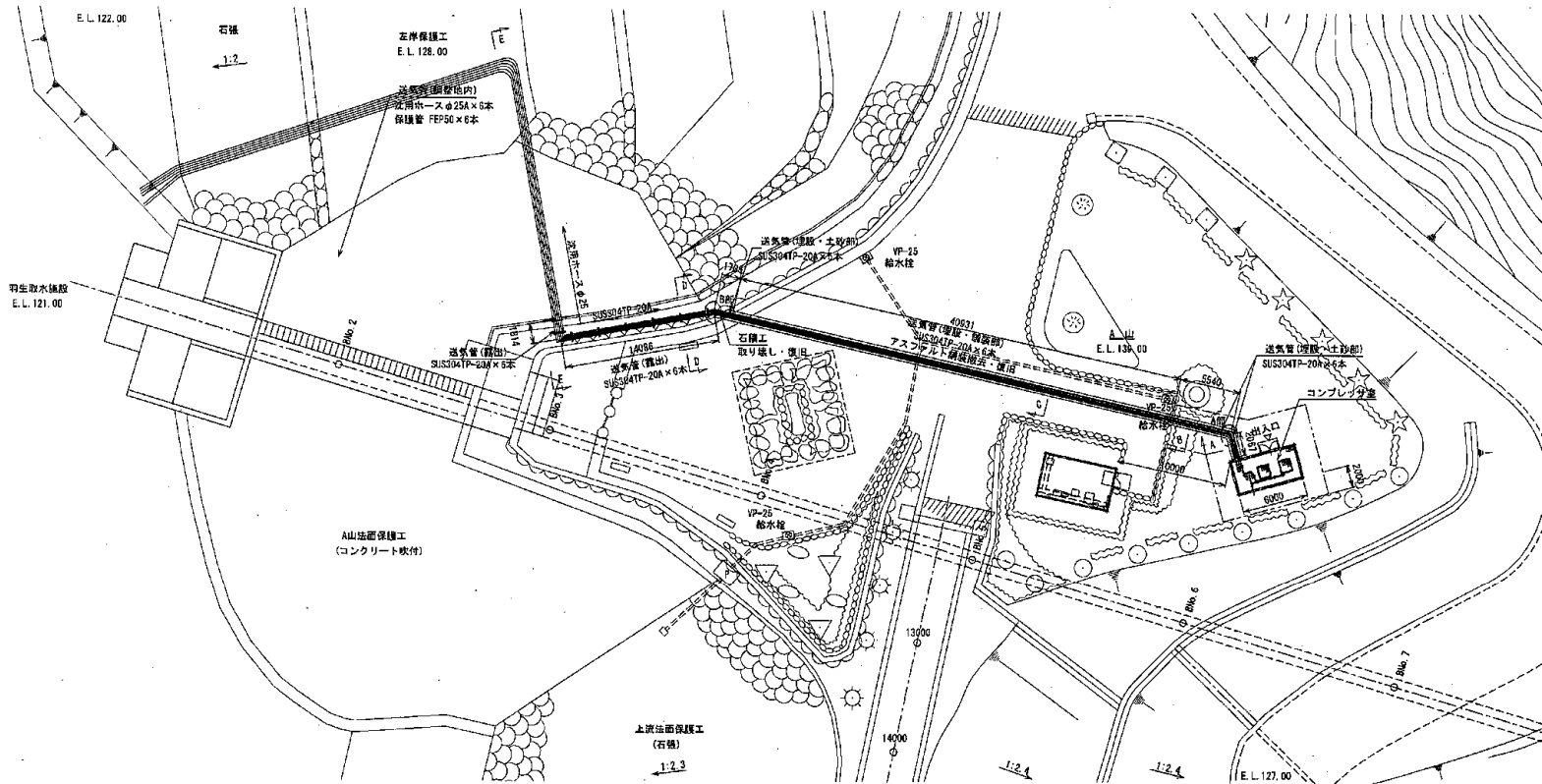
業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	全体平面図		
登録番号	整理番号	参考図-2	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			



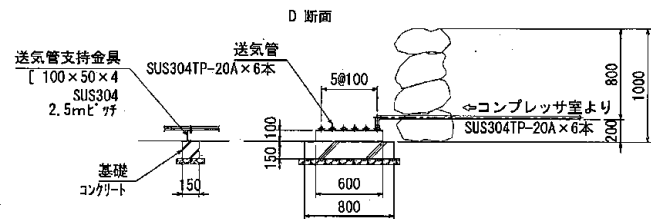
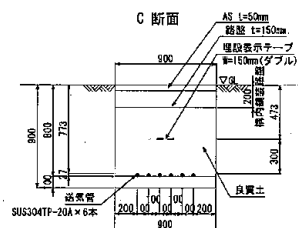
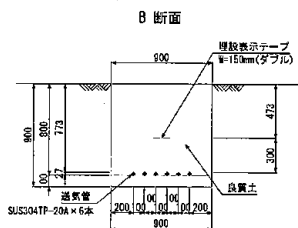
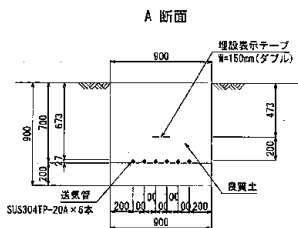
装置仕様

形式	散気管式曝気循環装置
設置方式	フロートバウンスによる水中設置
保留方式	鋼板アンカーブロック
形式	回転型オイルレス式
吐出空気量	0.5m ³ /min以上
必要吐出圧力	0.2MPa以上

業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	曝気設備フローシート		
登録番号	整理番号	参考図-3	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			

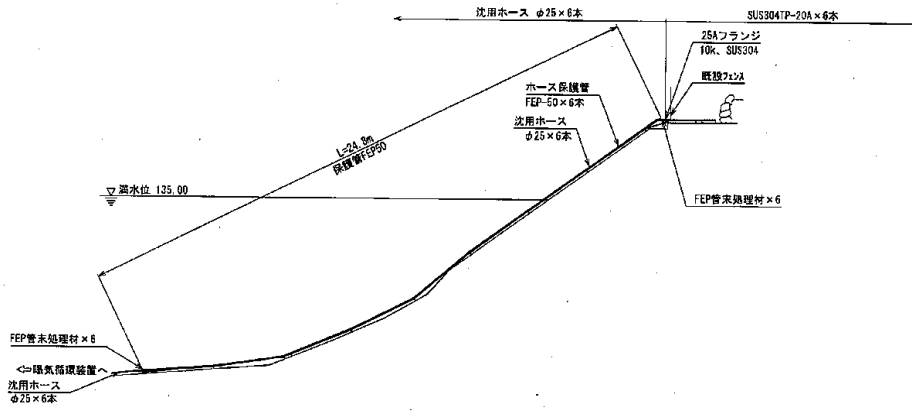


配管土工標準断面図 S=1:20

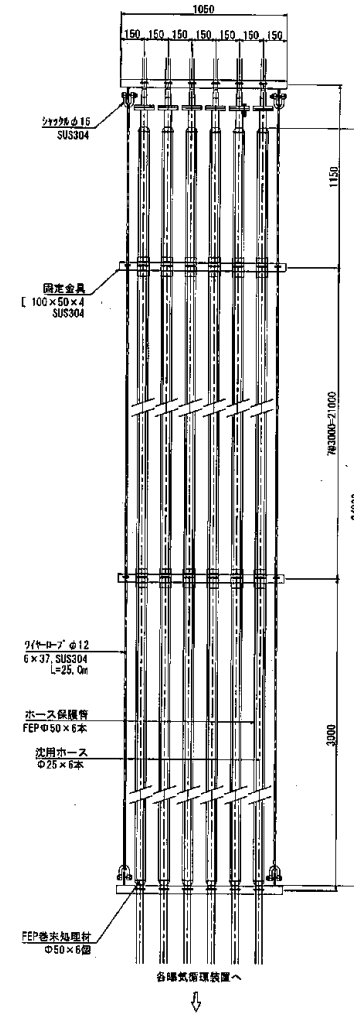


業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	送気配管平面図		
登録番号	整理番号	参考図-4	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			

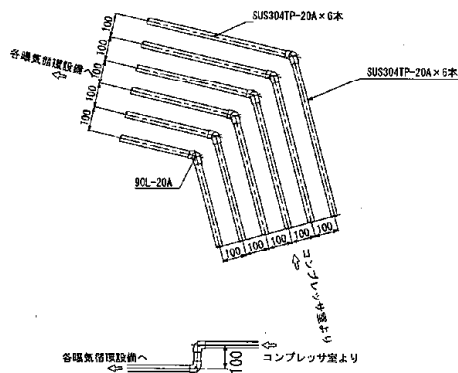
A-A詳細断面図 S=1:100



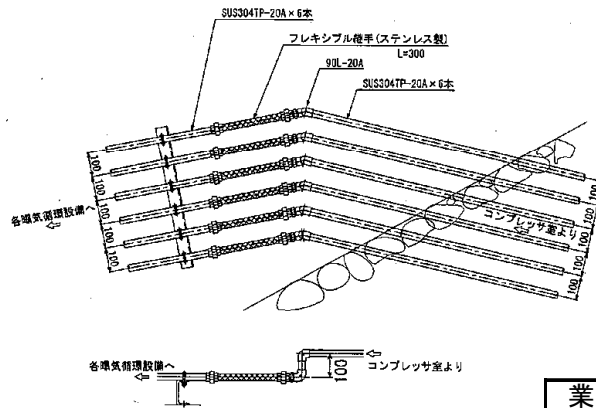
法面部配管布設詳細図 S=1:15



A部詳細図 S=1:10



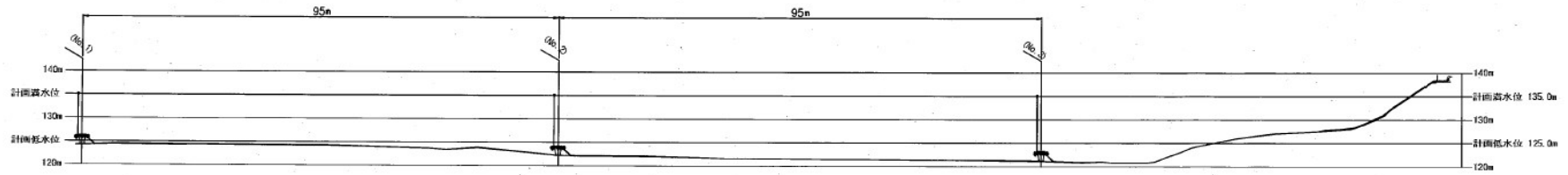
B部詳細図 S=1:10



業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	送気配管断面図		
登録番号		整理番号	参考図-5
独立行政法人 水資源機構 木曽川用水総合管理所			

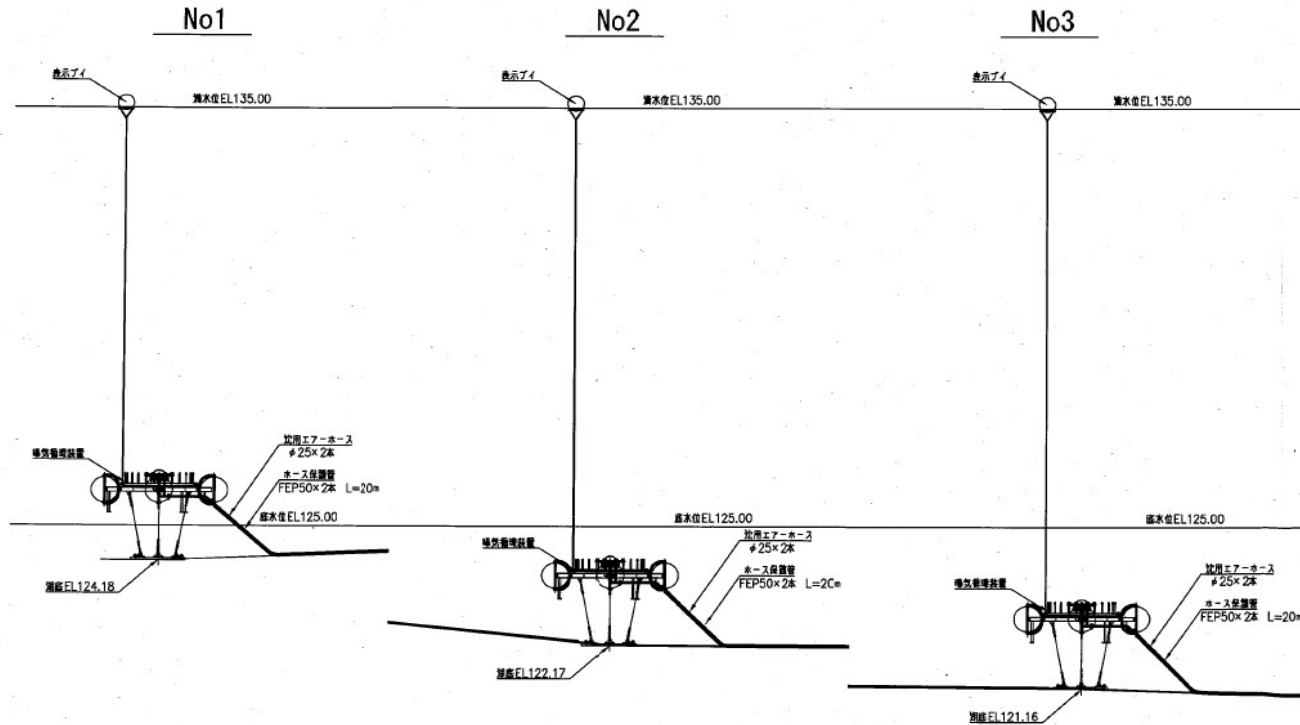
曝気循環装置設置位置縦断面図

Sc:1/400



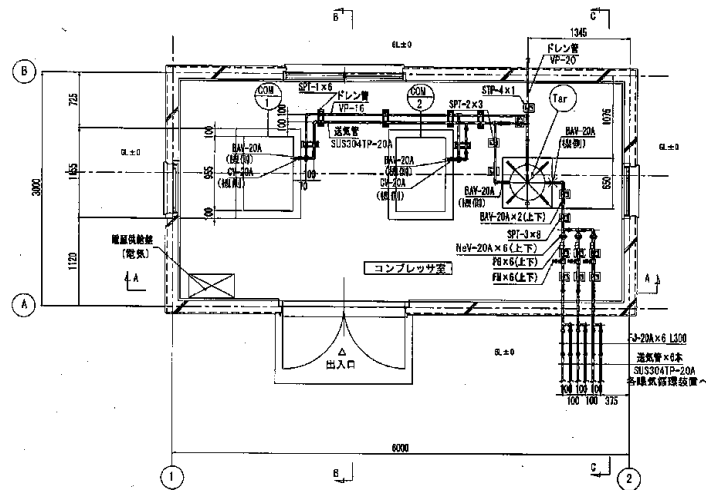
曝気循環装置設置断面図

Sc:1/50

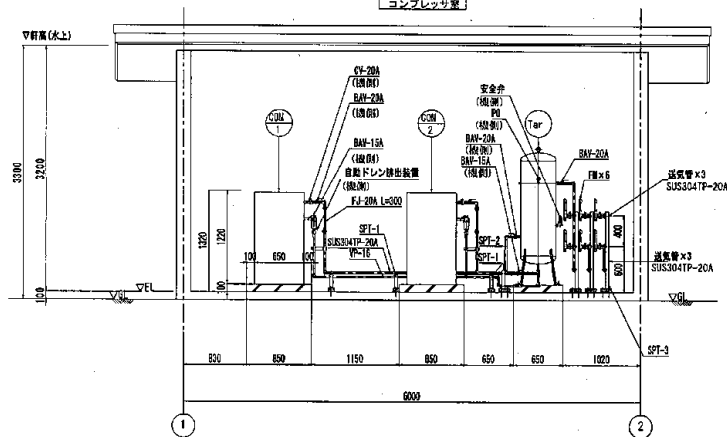


業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	散気装置据付断面図		
登録番号		整理番号	参考図-6
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			

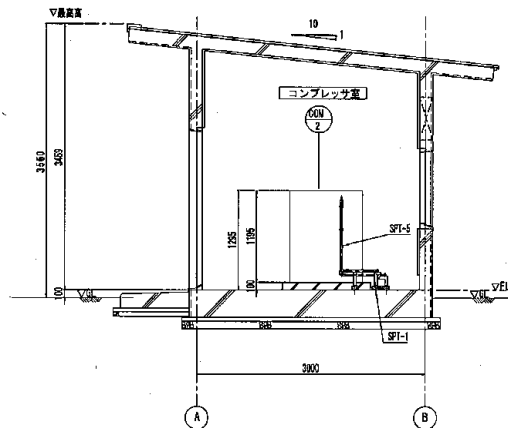
平面図



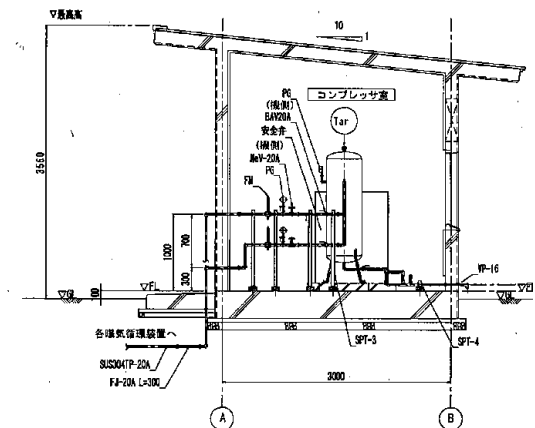
A-A断面図



B-B断面図



C-C断面図



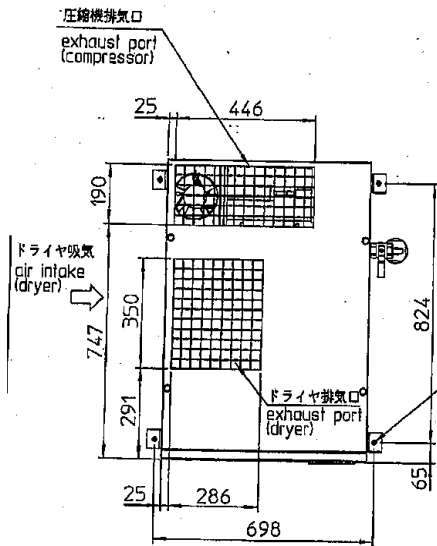
記号	名称	数量	単位	備註
COM	空気圧検出機	2	基	
Tar	エアータンク	1	基	
SUS304TP	配管用ステンレス鋼継手	1	式	sch20s
VP	誘電体化ビニール管	1	式	
BAV	ボール弁	6	組	JIS10K 20A, ねじ込み
BAV	ボール弁	2	組	JIS10K 15A, ねじ込み
NeV	ニードル弁	6	組	JIS10K 20A, ねじ込み
CV	逆止弁	2	組	JIS10K 20A, ねじ込み
PG	圧力計	6	個	φ78×110Pa, 空気用
FM	流量計	6	個	20A, オリフィス式, ねじ込み
FJ	フレキシブル継手	8	個	20A, L=300, ねじ込み
SPT-1	配管用サポート	6	個	
SPT-2	配管用サポート	3	個	
SPT-3	配管用サポート	8	個	
SPT-4	配管用サポート	1	個	
SPT-5	配管用サポート	2	個	

注記 1) 特記なき部品材質はSUS304とする。

注記 2) 図中(斜線)とは、機器付属部品を示す。

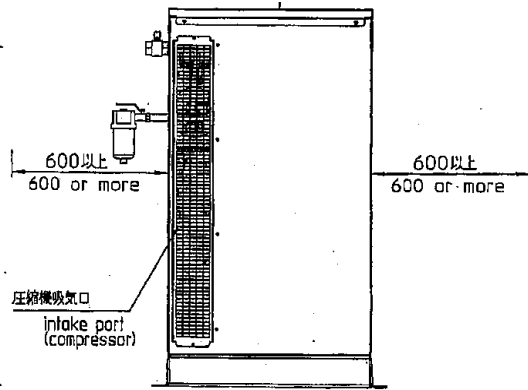
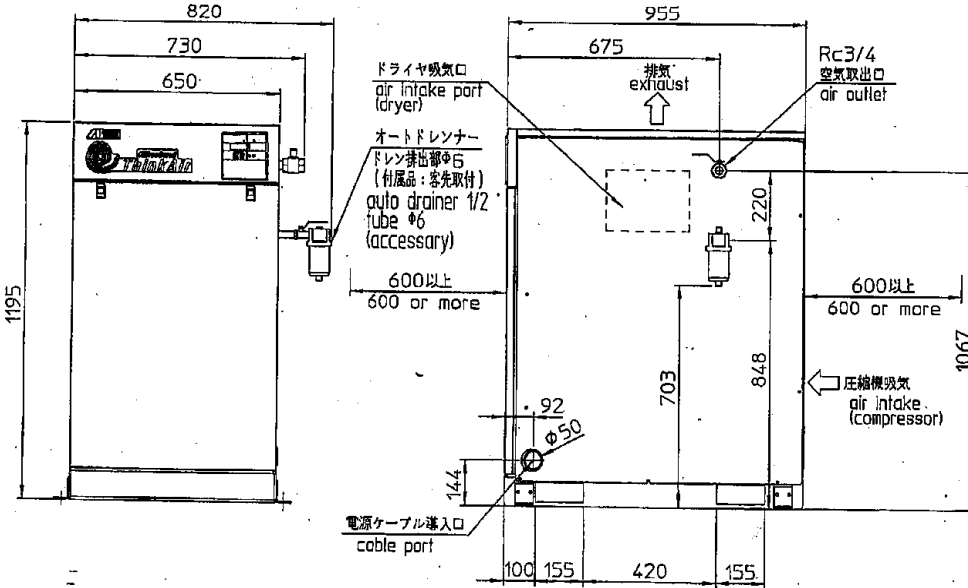
注記 3) コンプレッサ室建築方法は、別途工事とする。

業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	コンプレッサ室機器配置図		
登録番号	整理番号	参考図-7	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			



	SLP-55ECD <SLP-55ECD>	SLP-75E8D <SLP-75E8D>
運転圧力 working pressure	0.65-0.8MPa	0.65-0.8MPa <0.8-1.0MPa>
吐出量 F.A.D.	670 l/min <560 l/min>	835 l/min <690 l/min>
運転方式 control	マルチステージ圧力センサ制御 multistage pressure switch control with sensor	
回転速度 speed	3150/3200 min ⁻¹ <3150/2850 min ⁻¹ >	3150 min ⁻¹
騒音値 noise level	52dB(A) 距離1.5m 52dB(A) 1.5m from front panel	53dB(A) 距離1.5m 53dB(A) 1.5m from front panel
電動機出力 motor power	5.9kW (3.7+2.2kW)	7.4kW (3.7kW×2)
電源 power source	3相 AC200V 3 phase AC200V	
総重量 weight	295kg	310kg

4-φ14(基礎ボルト用穴)
(for anchor bolt)



業務名	蜂屋調整池水質保全設備点検業務		
名称	空気圧縮機一般図		
登録番号	整理番号	参考図-8	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所			

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年1月25日に交付された(件名:蜂屋調整池水質保全設備点検整備)
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。